

令和３年度 釧路工業高等専門学校の年度計画

独立行政法人国立高等専門学校機構中期計画等の策定及び評価に関する規則第４条第７項の規定により、令和３年度の釧路工業高等専門学校の年度計画を次のとおり定める。

１．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため に取るべき措置

１．１ 教育に関する事項

（１）入学者の確保

①－１ 本校ウェブサイト及び「釧路高専ブログ」を通じて釧路高専内外にタイムリーに情報提供をするとともに、オープンキャンパスなどをはじめとするイベントについては報道機関へのプレスリリースを積極的に行い、釧路高専の魅力や取り組みを広く社会にＰＲする。また、関東地区をはじめ道外で行われる学校説明会などでも釧路高専のＰＲを行い、道外からの入学者の確保に取り組む。加えて、本校ウェブサイトのデザインをリニューアルし、より魅力的な情報発信を展開する。

①－２ 「道内国立高専合同説明会」「中学校教諭との入試懇談会」「オープンキャンパス（女子中学生向けのリケジョカフェを含む）」、校長・教員・入試コーディネーターによる中学校訪問、中学校主催の「高校説明会」等の機会を活用し、釧路高専の特性や魅力を発信する。また、昨年度から始めた「学校説明会＆体験教室」の他高専との共催について引き続き検討を進める。更に、入試広報用に作成している学校案内に、女子学生向けのページを設ける。

②－１ 入試広報用に作成している学校案内に、女子中学生向けのページを引き続き設けるとともに、オープンキャンパスにおいて女子中学生を対象とした「リケジョカフェ」を出展し、女子中学生の受検者・入学者を増やすための取組を推進する。

②－２ 外国人留学生の確保に向けて、ホームページの英語版コンテンツの充実を図る。

③ 教育目標、学習目標及びアドミッションポリシーに基づいた推薦選抜、特別推薦選抜並びに自己推薦選抜検査を実施する。「入学者選抜学力検査」については、高専機構としての業務が円滑に進むよう、調査等の協力依頼に協力する。また、受験生の利便性を向上させるための入学者選抜の実施にあたっては、国立高専全体の利益に繋がるよう、先行して実施してきた「最寄り地受験」などの経験を高専機構に共有する。

（２）教育課程の編成等

①－２ 専攻科においてインターンシップを実施するとともに、地域共同テクノセン

ターと産業界が連携した共同研究を推進し、社会ニーズを踏まえた高度な人材育成に取り組む。また、大学と連携した連携教育プログラムの構築に向け検討を行う。

- ②-1 学生が海外で活動する機会の充実のため、海外協定校への派遣留学を推進する。
- ③-1 全国的な競技会やコンテストである全国高等専門学校「ロボットコンテスト」「プログラミングコンテスト」「デザインコンペティション」「英語プレゼンテーションコンテスト」及び「体育大会」に参加し、学生の意欲向上や釧路高専のイメージの向上に取り組む。さらに、顕著な成績を収めた個人・団体を学内で表彰する。
- ③-2 学生にボランティア意識を醸成するため、通学路、学生寮周辺および学寮供用施設の清掃を引き続き年数回実施する。
- ③-3 文部科学省「トビタテ！留学JAPAN」プログラムをはじめとする外部の各種奨学金制度や留学支援制度を活用できるよう情報収集及び学生への情報提供を行い、海外留学等の機会の拡充を図る。

(3) 多様かつ優れた教員の確保

- ① 専門科目担当教員の公募において、【博士の学位を有する者（採用日までに取得見込の方）】を応募資格の一つとする。
- ② 企業や大学に在職する人材など多様な教員の配置を可能とするため、クロスポイントメント制度を周知する。
- ③ ライフステージに応じた柔軟な勤務時間制度や同居支援プログラム、女性研究者支援プログラムの募集を行う。
- ⑤ 「高専・技科大間教員交流制度」の募集を行う。
- ⑥ 高専機構主催の教員の能力向上を目的とした各種研修に教員を派遣する。また、教員の能力向上を目的とした研修を実施する。
- ⑦ 教育活動や学生生活指導などにおいて、顕著な功績が認められる教員の高専機構教員顕彰への推薦を選定・検討するとともに、学内の教育業績賞制度により、教育上特に顕著な功績のあった者に対する表彰の検討を行う。

(4) 教育の質の向上及び改善

- ① ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーの確認を行うとともに、モデルコアカリキュラムに基づく教育の実質化を進め、教育実践のPDCAサイクルを機能、定着させるため、以下の項目について重点的に実施する。

- [Plan] WEB シラバスにおけるルーブリックの明示による到達目標の具体化・共有化
- [Do] 科目の特性に応じた各種教育方法（アクティブラーニング等）が効果的に実施されている状況の確認
- [Check] CBT(Computer-Based Testing)や成績評価による学習到達度の把

握、学習状況調査及び卒業時の満足度調査の実施

[Action] 教育改善に資するファカルティ・ディベロップメント活動の推進及びそれらの活動内容の収集・公表

- ② 教育の質の向上に努めるため、令和元年度に受審した機関別認証評価において、課題・改善点として指摘を受けた事項の改善に引き続き取り組むとともに、優れた取組と評価を受けた事項の継続を確認する。また、隔年で実施することとした自己点検・評価を効率的に進めるための方策について引き続き検討する。
- ③-1 本科4年生の複合融合演習において、地域や産業界が直面する課題解決を目指した課題解決型学習（PBL（Project-Based Learning））を実施する。
- ③-2 「第4次産業革命を推進する IoT 活用技術者の育成教育プログラム」において、工業技術センターと共同で開発した教育プログラムを、IoT の実践的な教育として情報リテラシー及び複合融合演習に取り入れる。また、本科4年生の複合融合演習において、地域や産業界が直面する課題解決を目指した課題解決型学習（PBL）を実施する。更に、企業と連携し学外実習（インターンシップ）を実施し、学外実習報告書を作成する。
- ③-3 高専機構 CSIRT、IPA(独立行政法人情報処理推進機構)等と連携し、全教員を対象とした情報セキュリティ講習を、教員 FD の一環として実施する。また、企画会議において、学生に対する情報セキュリティ教育の高度化をどのように実施するか検討を行う。
- ④ 国立高等専門学校と技術科学大学との間の教育の接続、人事交流などの分野で有機的な連携を行う為、「高専・技科大間教員交流制度」の募集を行う。

（5）学生支援・生活支援等

- ① 専任のインテーカー（非常勤）、心理専門職（心理師有資格教員、臨床心理士等有資格有資格非常勤 SC、委嘱精神科医）、教職員が協働し、個別・集団（グループワーク等）への支援を行うために学生相談体制の整備を図る。また、様々な障害を有する学生への配慮等の実施基盤となる情報収集と研鑽のため、全国国立高等専門学校学生支援担当教職員研修等に参加し、結果を学校全体へ広く伝えて、全体の学生相談に関わるベースアップを図る。さらに、東京大学で開発した RAMPS システム（精神不調アセスメントツール）を導入する。
- ② 日本学生支援機構奨学金を含む各種奨学金に関する情報を本校 HP や学内掲示板を利用して周知を図る。
- ③ 低学年から自らのキャリアについて意識を向上させるような取り組みを各分野で実施し、成果をとりまとめる。また、卒業生の就職先・進学先を調査、整理して、その情報を速やかにホームページ等で提供しキャリア支援に生かす。

1. 2 社会連携に関する事項

- ① 「国立高専研究情報ポータル」に全教員の研究情報を掲載するほか、新しい情報に更新することに努める。また、本校ホームページや印刷物により、教員の研究分野や共同研究・受託研究の成果などの情報を発信する。
- ② 高専機構本部が主催する、高専リサーチアドミニストレータ（KRA）による相談会や科研費説明会の他、他高専等との研究ネットワークを利用し、外部資金の獲得を目指す。また、民間企業等が主催する大学・高専等と企業とをつなぐ各種マッチングイベントへの参加、公共機関や地元企業との研究会等による交流を図り、本校の研究成果の積極的な情報発信に努める。更に、これらのイベント参加費用の一部を支援し、教員が参加しやすい環境を整備する。
- ③-2 本校ウェブサイト及び「釧路高専ブログ」を通じて釧路高専内外にタイムリーに情報提供を行う。また、報道機関との関係構築に取り組むとともに、オープンキャンパスなどを始めとするイベント等のプレスリリースを積極的に行い、釧路高専の魅力や取り組みを広く社会にPRする取組を強化する。更に、報道機関への積極的な働きかけによって、地域連携の取組や学生活動等の様々な情報をより一層社会に発信し、報道内容及び報道状況は、法人本部に随時報告する。

1. 3 国際交流等に関する事項

- ② 在外研究員制度等を活用し、学術交流協定校への教員派遣を計画し本校の国際化の推進を図る。
- ③-1 学生が海外で活動する機会の充実のため、海外協定校への派遣留学を推進する。
- ③-3 文部科学省「トビタテ！留学JAPAN」プログラムをはじめとする外部の各種奨学金制度や留学支援制度を活用できるよう情報収集及び学生への情報提供を行い、海外留学等の機会の拡充を図る。
- ④-1 外国人留学生の確保に向けて、ホームページの英語版コンテンツの充実を図る。
- ⑤ 海外協定校への学生の派遣に際しては、ガイダンスを実施し、海外旅行保険への加入、たびレジへの登録を必須のものとして強く指導する。また、外国人留学生の学業成績や資格外活動の状況等の的確な把握や適切な指導等の在籍管理に取り組む。

2. 業務運営の効率化に関する事項

2. 1 一般管理費等の効率化

本校の業務について、原則、一般管理費は3%、その他は1%の業務の効率化を図る。一例として、企画会議等での資料のペーパーレス化を実施する。また、引き続き、北海道内大学・高専との共同調達に参加し、コスト削減に努める。

2. 3 契約の適正化

随意契約の適正化を推進するため、随意契約の基準金額を超える契約については、引き続き、原則として一般競争入札によることとする。

3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

3. 1 戦略的な予算執行・適切な予算管理

本校の教育上の取組を後押しするため、予算配分方針をあらかじめ定め、透明性を確保した予算配分を行う。また、校長のリーダーシップのもと、本校のアクティビティに応じた戦略的な予算配分に当たり、その財源を校長裁量経費で確保する。

3. 2 外部資金、寄附金その他自己収入の増加

学会発表やイベント参加に対する支援のあり方を、より一層利用しやすくなるよう見直し、教員が研究成果を発信しやすい環境を整備し、外部資金や寄附金の獲得を目指す。また、民間企業等が主催する、大学・高専等と企業とをつなぐ各種マッチングイベントへの参加や、公共機関や地元企業等との研究交流会及び同窓会等を活用し、寄附金の獲得につながる取組みを推進する。

8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

8. 1 施設及び設備に関する計画

①－1 本校における著しいインフラストラクチャーの老朽状況を踏まえ、「国立高専機構施設整備5か年計画」（平成28年6月決定）及び「国立高等専門学校機構インフラ長寿命化計画（個別施設計画）2018」（平成31年3月決定）に基づき、安全・安心な教育研究環境の整備や老朽施設の改善などの整備を行う。また、施設マネジメントの取組を計画的に推進するために行った施設の実態調査やニーズ調査を踏まえ整備を行う。

①－2 現在実施している、非構造部材の耐震化について、引き続き計画的に対策を推進する。

② 本部事務局において作成した「実験実習安全必携」を配付するとともに、「救急救命講習会」、「メンタルヘルス講演会」、「ハラスメント防止に関する講演会」を実施する。

③ 男女共同参画室で実施した校内点検アンケートや寮務委員会で毎年実施している寮生の生活環境に関するアンケート等により、女子学生の利用するトイレや更衣室等の設置など、修学・就業上の環境整備を計画的に整備し、科学技術分野への男女共同参画を推進する。

8. 2 人事に関する計画

（1）方針

① 課外活動における指導業務に従事する非常勤教職員の雇用、学生寮宿日直の業務委託を行う。

- ③ 今後の教員人事の方策として、標準人員枠の流用について検討する。
- ④－１ 専門科目担当教員の公募において、【博士の学位を有する者（採用日までに取得見込の方）】を応募資格の一つとする。
- ④－２ 企業や大学に在職する人材など多様な教員の配置を可能とするため、クロスポイントメント制度を周知する。
- ④－３ ライフステージに応じた柔軟な勤務時間制度や同居支援プログラム、女性研究者支援プログラムの募集を行う。
- ④－５ シンポジウムや研修会等に参加し、先進的事例の収集に努めるとともに、各種広報媒体を通じて、教職員の男女共同参画やダイバーシティに関する意識啓発を図る。
- ⑤ 事務職員の積極的な人事交流を行い、人材育成を図るとともに、高専機構および他機関が主催する研修に教職員を参加させ、資質の向上を図る。

（２）人員に関する指標

常勤職員の能力向上を図るための研修会を企画・実施し、適切な人員配置を検討するとともに、高専機構本部より事務の IT 化等の通知があった場合、速やかに検討を進める。

8. 3 情報セキュリティについて

高専機構主催の情報セキュリティ関連の研修に教職員を参加させるとともに、高専機構の標的型攻撃メール対応訓練に対応する。また、情報セキュリティインシデント初期対応徹底のため「すぐやる 3 箇条」の周知を継続して行うとともに、情報セキュリティインシデント発生時の緊急連絡体制について確認し、教職員で共有する。さらに、機構の作成した情報セキュリティに関するセルフチェックに、本校独自の情報セキュリティに関するセルフチェックを追記の上、実施する。加えて、管理者による点検結果を本校情報セキュリティ管理委員会等に報告し、適宜改善を図ることができる体制を整える。

8. 4 内部統制の充実・強化

- ②－２ 教職員のコンプライアンスの向上を図るため、引き続き、法人本部が作成したコンプライアンスに関するセルフチェックリストを活用し、コンプライアンスに関するセルフチェックを実施する。
- ④ 全教職員を対象とした公的研究費等の不正使用の防止に関する研修会の開催及びチェックリストの活用により注意喚起等を行い、公的研究費等の不正使用防止の徹底を図る。
- ⑤ 機構の中期計画および年度計画を踏まえ、引き続き、個別の年度計画を定める。また、本校の特性に応じた年度計画の具体的な成果指標を設定する。